



東地特捜第2700号

令和3年9月13日

高野 邦夫 殿

東京地方検察庁

特別捜査部 直告班

貴殿から提出された「告訴状」と題する書面1通（令和3年8月14日付け）及び添付資料を拝見し、検討しました。

告訴・告発は、刑罰法規に該当する犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものですから、犯罪構成要件に該当する具体的な事実を特定していただく必要があります。

しかしながら、前記書面では、犯罪構成要件に該当する具体的な事実が記載されておらず、告訴・告発事実が十分に特定されているとは言えません。

また、刑事事件は、まず警察が捜査を行い、その後、検察庁に事件を送致し、検察庁で補充の捜査を行った上で、最終的な事件処理を行うことが通常の手続となっているところ、前記書面は、広島県内での事実について告発される趣旨であると思われ、また、「被告人」の所在地も広島県内と思われるので、引き続き「被告人」の処罰を求めるのであれば、広島県の警察署等に相談されることを御検討願います。

なお、告訴状等の作成には、刑罰法規について一定程度の理解が必要ですので、弁護士等の法律実務家に相談されることも併せて御検討願います。

以上の点を御検討いただくため、貴殿から提出された前記書面等は返戻いたします。